

認証区分 B(断熱材製造事業者) 製品認証審査要綱

2021 年 9 月 1 日改訂

本審査要綱は、JIS 規格のある断熱材において、JIS 認証を持つ断熱材製造事業者が申請する JIS 規格値と同等もしくは優れる性能を表示する製品、およびそれに加工等を行った製品の優良断熱材認証を行うに当たり、断熱材の基本的な製造手順及び技術的生産条件、品質管理体制、製品性能が確保されていることを審査する際の要項を定める。

1. 認証の範囲

認証の範囲は、製品基材の当該JIS種類毎とし、JIS の規定にかかわらず自社で製造された JIS 規格該当製品に対し熱性能に影響を及ぼさない加工等を行った製品も範囲に含む。

申請者は、当該JISに規定する種類について申請する範囲を定め申請するものとする。

熱性能への影響が無いものとし本認証に含められる製品とは、以下のいずれかに該当する加工を行い、加工前の製品の性能を表示する場合をいう。

- (1) 厚さが均一だが直方体では無い製品
- (2) 基材を浸食しない事が確認できる接着剤を用いて表面材を接着した製品

基材を侵食しないことは接着剤メーカー資料もしくは JIS A 5547 侵食性試験により確認されなければならない。

表1. 範囲に含まれる製品

表示性能値	熱性能に影響を及ぼさない加工等	
	無(切断含む)	有(接着)
JIS 規格値以上	○(製品A)	○(製品C)
JIS 規格値	○(製品B)	○(製品D)

表2. 認証の範囲

JIS 規格	認証の区分	認証の範囲
JIS A 9521	グラスウール断熱材	各種類
	ロックウール断熱材	
	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
	押出法ポリスチレンフォーム断熱材	
	硬質ウレタンフォーム断熱材	
	ポリエチレンフォーム断熱材	
	フェノールフォーム断熱材	
JIS A 9511	ビーズ法ポリスチレンフォーム	特号、1号、2号、3号、4号
	押出法ポリスチレンフォーム	1種(a, b)、2種(a, b)、3種(a, b)
	硬質ウレタンフォーム	1種(1号、2号)、2種(1号、2号)
	ポリエチレンフォーム	1種、2種

【区分B】

	フェノールフォーム	1種(1号、2号)、2種(1号、2号、3号)、3種(1号)
--	-----------	-------------------------------

2. 書類審査

申請者は以下の書類を提出し書類審査を受ける。書類審査は申請時における事務局による「形式審査」を経て、審査委員会による「本審査」が行われる。本審査で書類審査事項に問題がないことが確認できたら、申請者には協会事務局から「様式 5.仮登録終了書」を送付し、次段階の指定試験機関による製品性能試験に進める旨連絡する。

表3. 申請書類および書類審査内容

申請書	添付資料	書類審査内容		初回審査	更新審査
様式1. 申請書(全認証区分共通)	<ul style="list-style-type: none"> 会社案内等 会社法人登記・登記事項証明書 断熱材 JIS 認証書・付属書(写)および直近の定期認証維持審査の判定結果通知書(写) 	①会社の確認	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書記載の代表者、本社、事業所等の所在地および名称が申請書と一致している事 第三者認証が維持されている事 	○ 必要	× 不要
		②申請事業区分の確認	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書に当該事業が記載されており申請事業区分と一致している事 	○	×
		③品質管理体制	<ul style="list-style-type: none"> JIS 認証が継続している事 	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 申請対象製品が含まれているカタログ、施工マニュアル、製造仕様書等、又は品質証明書 	④製品を販売していることの確認	<ul style="list-style-type: none"> 申請対象製品がカタログ等に含まれており、製品規格が記載されている事 ※カタログ等がない場合は、製品名・表示性能に係わる製品規格を記載した品質証明書(社判捺印要)を提出する事 	○	○
		⑤製品区分	<ul style="list-style-type: none"> 申請対象製品の商流(発注元、販売先等)が分かる事 	○	×
		⑥認証区分、品目と製品名	<ul style="list-style-type: none"> 実施規定3.(1)に即した記載と内容である事 	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 当該認証区分申請の理由説明書 	⑦区分B(製造事業者)とした理由	<ul style="list-style-type: none"> 客観的事実に基づき説明されている事 	○	×

【区分B】

<p>・「様式18. 安全宣言書」</p> <p>・ホルムアルデヒド放散等級 F4☆およびノンフロンであることの説明資料</p> <p>・<u>安全データシート</u></p>	<p>⑧健康安全性及び環境への配慮</p>	<p>・申請者は、製品が健康・環境に対して安全であることを宣言する事</p> <p>・F4☆およびオゾン層破壊物質、地球温暖化ガスを使用していないことが外部公表資料等で説明されている事</p> <p>・その他、安全が懸念される材料を製品に使用している場合は安全と判断した理由が説明されている事</p> <p>・<u>申請対象製品全ての安全データシート(SDS)が添付されている事</u></p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>・表示値の説明資料【製品A、C】</p> <p>・製造ロットの異なるサンプルで測定された「製品性能値」(3年以内のデータで、指定試験機関によるもの1通以上と自社あるいは利害関係者によるもの9通以上を JIS A 1480 により統計処理した「宣言値」)</p> <p>【製品B、D】</p> <p>・製造ロットの異なるサンプルで測定された「製品性能値」(3年以内のデータで、指定試験機関によるもの1通以上と自社あるいは利害関係者によるもの9通以上)</p> <p>・自社あるいは利害関係者の測定装置の校正記録</p>	<p>⑨申請対象製品に表示する性能表示マークの内容</p>	<p>・加工等を行った製品は加工前の性能を表示する事。</p> <p>・製品性能値は申請する製品の JIS 種類全てを対象として「宣言値」を求める事。</p> <p>・「宣言値」(熱伝導率あるいは熱抵抗値)が製品性能表示値を満たしている事。</p> <p>・「製品性能値」(熱伝導率あるいは熱抵抗値)が全て製品性能表示値を満たしている事。</p> <p>・試験装置校正記録が3年以内である事</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

【区分B】

様式3-2・申請書	【製品A、C】 ・指定試験機関による製品性能試験成績書	⑩性能値の確認	・試験は申請する製品の JIS 種類全てを対象とする。但し、同一の JIS 種類であっても熱性能が異なる可能性のある処理(仕上げ、表皮等)を行った場合はそれも含める事 ・試験結果が製品性能表示値を満たしている事	○	○
-----------	--------------------------------	---------	--	---	---

※更新審査の場合：認証期間中に変更された安全データシートおよび外注製造工程管理審査関連資料において、前回審査時以降に変更があった場合はその旨を添えて最新の資料を提出する。

(1) 書類審査における品質管理体制の確認

2. に示すように品質管理体制については当該 JIS 認証を取得・維持していることを確認するが、1. で規定する JIS 規格外の製品に係る JIS 認証対象外の工程については別途品質管理体制の確認を行う。

①外注管理

a. 製造工程の外注

主要な製造工程を除く製造工程の一部を外注する場合は、外注工場の選定基準、外注内容、外注手続き、管理基準などを社内規格で具体的に規定し、「3. 製造工程の管理」に示す各項目について、外注工場と契約を取り交わすなどして適切に実施しているか。

また、外注品の受入れを行う場合は、外注品受入検査規格などとして社内規格で具体的に規定し、かつ、これに基づいて適切に実施しているか。

表4. 外注製造工程管理審査事項

管理項目	管理方法
<ul style="list-style-type: none"> ・外注を行っている作業内容 ・外注先及び契約 ・外注先への管理スペックを示す資料 ・定期的に行われている外注先の品質管理検査内容および結果を示す資料 	左記項目を管理する方法を示す資料

b. 試験の外注

製品検査、工程検査等に係る試験を利害関係者以外の外部に依頼する場合は、外注手続、試験項目、試験規格、試験結果の処置などについて社内規格で具体的に規定し、かつ、これに基づいて適切に実施しているか。なお、外注先は、以下の要件を満たす“公平であり妥当な試験のデータ及び結果を出す十分な能力をもつ第三者試験機関”とすることを推奨する。

- 1 ISO17025を有していること
- 2 認証範囲にJIS A 1412、1420試験方法が含まれていること
- 3 JIS A 9521、9511の材料試験機関であること

3. 製品性能試験

(1) 試験依頼方法

【区分B】

「様式5. 仮登録終了書」が届き次第、申請者は速やかに指定試験機関に製品性能試験を依頼する。依頼にあたっては「様式16. 製品性能試験依頼書(建材試験センター用)」あるいは「様式17. 製品性能試験依頼書(日本建築総合試験所用)」を使用する。その際、申請者は「様式2. 工場・事業所審査および製品性能試験実施依頼連絡書」で依頼内容を事務局に連絡する。

試験依頼書の試験目的には「(一社)日本建材・住宅設備産業協会 優良断熱材区分B認証のため」と記載し、さらには備考欄に「製品性能試験成績書1通を(一社)日本建材・住宅設備産業協会 優良断熱材認証制度事務局へ送付願います」と記載する。その際、協会より送付された上記「様式5. 仮登録終了書」の控えを添付する。

上記試験が終了した後、指定試験機関は申請者にその結果を報告するとともに正式報告書1通を協会事務局に提出する。

(2) 製品性能試験

指定試験機関は申請者の認証に係わるすべての工場または事業所(以下「工場等」という。)の申請製品が申請値を満たしていることを製品性能試験により確認する。尚、申請者側の連絡担当者は品質管理責任者とする。

製品性能試験においては、市中から購入した申請製品か、ないしは工場等の完成品倉庫からランダムに抽出された申請製品の性能を確認する。

指定試験機関は試験により申請性能が確認され次第、事務局に製品性能試験成績書1通を提出する。

① サンプルング

サンプルングは以下のいずれかによる

a. 手法1 市中からのサンプルング

申請時に記載されている購入先から指定試験機関が購入する。

b. 手法2 製造工場からのサンプルング

(a) 場所:完成品倉庫(入庫後、最低1週間経過していること)

試験機関はサンプルング予定日の7日以上前に申請者に対し寸法確認用のサンプルを特定し、サンプルング当日準備させておくことが望ましい。

(b) 時期:製品検査終了後

(c) 方法:ランダムサンプルング

寸法確認試料より熱性能測定用試験体を切り出して使用する事が望ましい。

初回検査のサンプルングは最も生産量の多いものまたは品質要求事項が最も厳しい等の代表的な製品を必要数抜き取る。

また、認証更新審査時のサンプルングは、原則、前回と異なる製品を試験体として選定する。

なお、サンプルングは、梱包の状態等を勘案して行い、必要な試験体の数量を決める。

(3) 試験項目

試験項目は以下とし、測定点数が複数の場合は平均値を求め判断する。

【区分B】

① 繊維系断熱材

表5. 試験体

外観(n=5以上) 厚さ(n=5以上) 密度(n=5以上) 熱伝導率または熱抵抗(n=5以上)	・倉庫等に保管してあるものからランダムサンプリング。 ・試験体の数量、測定方法、評価方法についてはJISA9521に準ずる。
--	---

注) どちらの面の外被材を試験すればよいか確認し、サンプリング実施報告書及びサンプル面に記載すること。

なお、認証範囲が全種類の場合は、次表の試験項目に該当する試験体の選定を行う。

② 発泡プラスチック系断熱材

表6. 試験体

外観(n=1) 厚さ(n=1) 密度(n=3) 熱伝導率(n=1)	・試料は、製品から採取するものとし、成形面材を除く面材付き製品は、面材を取り付ける前のものを試料とする。 ・9枚以上の製品から試験に必要な試験片の数量を満足する枚数を抜き取る。
--	---

4. 判定

審査委員会は、書類審査により JIS 認証の登録および更新が確認でき、かつ製品性能値がすべて製品表示性能値を満たしていることが確認でき、さらには指定試験機関から報告のあった製品性能試験成績書から製品性能が製品表示性能値を満足していることが確認できた場合、(一社)日本建材・住宅設備産業協会 優良断熱材 区分B製品として合格と判定し認証する。

事務局は速やかに申請者に対しその旨を通知するとともに、「様式6. 認証書(製造事業者)」を申請者に対して発行する。

問題があると判定した場合は、申請者に対して「様式8. 不合格通知書」でその理由を報告し、改善対策について打診する。